

ベトナム経済改革における国営企業の労務管理及び労使関係の変化：

建設産業の事例

——副題：建設現場の中間管理層の考察分析——

平成 16 年編入

派遣先国：ベトナム国

LE GIANG THI HIEN

キーワード：労使関係、労務管理、臨時工、国営企業

対象とする問題の概要

1986 年のドイモイ（刷新）政策の導入、そして 2007 年 1 月の世界貿易機関（WTO）加盟によって、ベトナムにおいては経済的社会的政策の変化が多くみられた。本研究は、労働に関する改革を注目にし、市場経済体制の導入および国営企業改革のダイナミックの下で、国営企業の労務管理および労使関係がどのように変化するのか、またそれが労働者の就職安定・福祉などに対してどのような影響を与えるかについての研究である。

国営企業においては、労働契約雇用制度の導入によって、季節の臨時工を雇用するようになり、建設現場には臨時工の数が非常に増加している。この臨時工は農村から出稼ぎ労働者がほとんどであり、都市で低賃金かつ悪い労働環境の下で就職している。賃金支払いの遅延、労災保険の未加入、労働安全措置の不備などさまざまな問題が見られている。

研究目的

本研究の目的は大きく二つに分けられる。一つは、国営建設企業において、90 年代初頭から内部請負制度を導入することによって、現場の労働組織がどのように影響を与えられたかを明らかにすることである。詳しくは、現場の中間管理層の班長と組長の性格と労働者への管理方法を考察し分析する。

二つ目の目的は、そのような労働組織の変化によって、労働力の構成がどのように変化したのか、また、労働者の就職、技能の形成、福利などがどのようなインパクトを受けているのかということ考察することである。

以上の二つの目的に応じて、今回の調査では、現場の班長、組長、そして労働者に対して調査票をもってインタビューを行う予定である。また、現場に圧倒的に占めている臨時工の性格及び彼らの世帯の事情を考察すると考える。

フィールドワークから得られた知見について

調査対象の企業は 1958 年に設立されハノイに所在する国営建設企業の A 社である。計画経済時期には、A 社のすべての工事は政府の割当によって遂行されていたが、80 年代初頭に内部請負制度の試みを行い、90 年代からは公式に実施するようになった。これによって、班長は A 社から工事を請け負い、

そして班長はまた組長に下請する。したがって、班長は組長に労働者の募集・調達と監督を委譲し、今までは現場の職長より、経営者のような役割を果たしているようになった。組長は労働者への技能の指導、訓練だけではなく、労働者を募集、調達するリクルーターのように活躍するようになった。

今回は、15名の班長と17名の組長に対して徹底的な調査を行うことができた。15名の班長は、計画経済時代に雇用された班長と改革開始後に雇用された班長の2種類に分けられ、比較した。前者は年齢が高く、学歴が専門学校のほとんどで、そして職工の出身が多かった。これに対して、後者はより若く、大卒で、技術者あるいは起業家の出身であった。後者も前者より経営能力を持ち、経済的な力も持っていると言えるだろう。

17名の組長は正社員の組長、下請人の組長、そしてA社の元社員の組長、という3種類に分類した。この3種類の組長の相違点は、雇用形態と賃金である。正社員の組長は、期間の定めない契約で雇用されるが、残りの2種類の組長は3ヶ月以下の期間を定める契約で雇用される。そして、正社員の組長が社会保険、医療保険などの福利を受けられるが、残りの2種はそれを受けられない。3種類の類似点は、労働者の募集・調達のことである。皆は、出身地の親戚・友人から労働者をハノイに連れ、組と呼ばれる小集団に働き、現場の仮設住宅に共同に生活している。したがって、組長と労働者との関係は血縁・地縁関係だと言えるだろう。さらに、組長は班長あるいは企業から前貸しのお金を使い、労働者に食事代、交通費などを貸し出している。その分は後で賃金から天引きされる。言い換えれば、組長は負債を通じて労働者の逃亡を防ぎ、労働力を安定的に確保するのができると考えられる。

今後の展開・反省点

今回の短い期間の調査では、臨時工と臨時工世帯に対しては、徹底的に調査ができないということは反省点の一つである。臨時工に調査票を配りましたが、返答率が非常に少なかった。また、建設産業に出稼ぎ者が多く出ている調査村を訪れ、出稼ぎ者世帯に対して調査を行ったが、時間の制限で調査の世帯数がわずかだった。

以前に述べたように、現場の中間管理層の班長と組長の性格及び労働者への管理が以前に比べ、だいぶ変わったことが明らかになった。それでは、その労働者へのインパクトは何だろう？現在の請負制度の下で、労働者の就職の不安定、技能訓練の軽視、権利の侵害といった問題が深刻だと見られている。これについては、これからの一つの課題として研究を進んでいきたいと考えられる。